

処分業者一覧（工事）

HP更新日（令和8年2月2日）

商号又は名称	所在地	処分事由	停止期間	理由
極東開発工業株式会社 本店	大阪府大阪市中央区淡路町2-5-11	独占禁止法違反行為	令和7年10月27日 ～ 令和8年2月26日	特定特装车製品の販売価格等に関して情報交換を行い、特定特装车製品の販売価格を引き上げる旨を合意し、販売価格をおおむね引き上げていたことは、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。
株式会社トーニチコンサルタント 北関東事務所	埼玉県さいたま市見沼区大和田町2-238-2	独占禁止法違反行為	令和8年2月2日 ～ 令和8年6月1日	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
大日コンサルタント株式会社 東 日本支社	東京都台東区東上野4-27-3上野トーセイビル	独占禁止法違反行為	令和8年2月2日 ～ 令和8年6月1日	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
大日コンサルタント株式会社 埼玉 事務所	埼玉県さいたま市南区南浦和2-31-13	独占禁止法違反行為	令和8年2月2日 ～ 令和8年6月1日	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
日本交通技術株式会社 埼玉営業 所	埼玉県川口市川口6-7-14-103	独占禁止法違反行為	令和8年2月2日 ～ 令和8年6月1日	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。